

(平成22年12月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（14万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を、14万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年8月7日
年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先のA事業所では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している賃金台帳（平成18年8月の賞与支払分）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（14万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額（14万3,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 764

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（16万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を、16万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月7日
年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先のA事業所では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している賃金台帳（平成18年8月の賞与支払分）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（16万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額（16万4,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（14万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を、14万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月7日
年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先のA事業所では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している賃金台帳（平成18年8月の賞与支払分）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（14万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額（14万4,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（15万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を、15万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月7日
年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先のA事業所では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している賃金台帳（平成18年8月の賞与支払分）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額（15万5,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（12万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を、12万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月7日
年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。
勤務先のA事業所では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している賃金台帳（平成18年8月の賞与支払分）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（12万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額（12万4,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（14万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を、14万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月7日
年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無いことが分かった。

勤務先のA事業所では、賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）への賞与支払届を提出していないことが分かったので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している賃金台帳（平成18年8月の賞与支払分）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（14万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額（14万5,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手国民年金 事案 667

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 58 年 3 月まで
私は、申立期間中は大学生であったが、母が実家の A 県 B 町で申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。
したがって、申立期間の国民年金の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中は大学生であったことから、当時の国民年金制度において、国民年金の任意加入対象者となるどころ、申立人が申立期間当時、住民登録していた B 町において、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された状況は見当たらない上、申立人が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 5 月以降に C 地方で払い出されており、同手帳には、初めて被保険者となった日は「昭和 61 年 10 月 16 日」と確認できることを踏まえると、申立期間は国民年金の加入手続が行われていない未加入期間であり、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されることは無く、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立人と同様に大学生であったとしている申立人の姉の国民年金保険料についても、申立人の母が B 町で納付していたとしているが、申立人の姉が、20 歳に到達した昭和 54 年 * 月から厚生年金保険に加入する 63 年 7 月までの期間において国民年金に加入した形跡は見られない。

さらに、申立人の母は既に他界しており、国民年金の加入手続の状況及び申立期間の国民年金保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 5 月までの期間及び 37 年 4 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 5 月まで
② 昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は父が両親の保険料と一緒に納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号はA町において昭和 41 年 3 月 3 日に払い出され、36 年 4 月にさかのぼって資格取得していることが確認できるところ、当該払出時点において、38 年 12 月以前の国民年金保険料は時効により納付できず、39 年 1 月から 40 年 3 月までの保険料は、過年度納付が可能であるが、申立人に係る保険料の納付状況や申立人の供述から、当該期間の保険料が過年度納付された形跡は見受けられない。

また、申立人は、申立期間当時、A町以外に住民登録していないとするなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 669 (事案 471 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 12 月まで
申立期間の国民年金保険料について、免除となるべきところ、未納とされているのは、A 町役場 (現在は、B 市) の国民年金担当職員の職務怠慢に起因していると思われるので、年金記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間当時、申請免除の周期は毎年度 4 月から 3 月までであり、免除の始期は申請日の属する月の前月からとされているところ、申立期間直後の昭和 63 年 1 月から申請免除期間が有ることから同年 2 月に免除申請が行われたと推認でき、遡及して申立期間の国民年金保険料が免除されることはなかったものと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 7 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、国民年金保険料の免除を示す資料として新たに昭和 60 年から 62 年までの A 町役場の国民年金担当者に係る名簿を提出しているところ、当該名簿に記載されている複数の国民年金担当者から聴取しても、申立期間の国民年金保険料の免除申請が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人に対して再度、口頭意見陳述を求めたが、申立期間の国民年金保険料免除申請書を提出したことをうかがわせる事情も得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 670 (事案 472 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 12 月まで
申立期間の国民年金保険料について、免除となるべきところ、未納とされているのは、A 町役場 (現在は、B 市) の国民年金担当職員の職務怠慢に起因していると思われるので、年金記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間当時、申請免除の周期は毎年度 4 月から 3 月までであり、免除の始期は申請日の属する月の前月からとされているところ、申立期間直後の昭和 63 年 1 月から申請免除期間が有ることから同年 2 月に免除申請が行われたと推認でき、遡及して申立期間の国民年金保険料が免除されることはなかったものと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 7 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、国民年金保険料の免除を示す資料として新たに昭和 60 年から 62 年までの A 町役場の国民年金担当者に係る名簿を提出しているところ、当該名簿に記載されている複数の国民年金担当者から聴取しても、申立期間の国民年金保険料の免除申請が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人自身は国民年金保険料申請免除^{そきゆう}手続に直接関与していないため、当該手続を行ったとする申立人の夫に対して再度、口頭意見陳述を求めたが、申立期間の国民年金保険料免除申請書を提出したことをうかがわせる事情も得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 671

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月

私は、国民年金に関する手続をすべて行っており、国民年金保険料の未納は無いはずである。申立期間に係る領収証書も所持している。

したがって、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成2年度の国民年金保険料領収証書には、平成2年5月分及び3年3月分の欄にA銀行（現在は、B銀行）の領収印が押されているものの、2年5月分の欄には保険料額の記載が無い上、同月に係る領収印の上には、重ねて同銀行の消印が押されていることが確認できるところ、B銀行によると、当該消印は、「当行制定のゴム印で、出納印等を誤って押しした場合に使用するもの」であるとしている。

また、申立人が申立期間当時に居住していたC県D市及び申立期間後に居住した同県E市が作成した国民年金被保険者名簿によると、申立人が申立期間において国民年金に加入した形跡は見られず、同市の同名簿によれば、平成2年度については、平成3年3月分のみ納付済みとなっていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、平成14年9月11日に申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録が追加処理された結果、申立期間は国民年金の未納期間となったものであることが確認できる。

以上のことから、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間となっており、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 762

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 1 日から 14 年 12 月 21 日まで

ねんきん定期便に記載された標準報酬月額と、私が保管している給与明細書を照合したところ、私が海外駐在していた期間に支給されていた手当に相当する額だけ少なく計算されていることが分かったので、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る給与の支給明細に関する資料及び申立人から提出された給与所得の源泉徴収票によると、申立人は、申立期間において、オンライン記録による標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該事業所は、「申立人に係る給与の支給明細に関する資料を確認したところ、手当や赴任地での現地費用等は、帰国時にまとめて支給していたので、申立人の標準報酬月額の算定対象月には、手当が支給されていない。このため、社会保険事務所（当時）に届け出た報酬月額には、手当が含まれていないと考えられる。」と回答している。

さらに、複数の同僚は、「自分が海外駐在していた期間の標準報酬月額は、手当が加算されていない額となっている。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 1 日から 55 年 3 月 6 日まで
私は申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録から申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかし、当該事業所は昭和 56 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会したが資料等を保管していないため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入については確認することができなかった。

また、複数の同僚に照会したが、申立人の申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所が加入していたB健康保険組合に照会したが、申立人の加入記録は確認できないと回答があった。

加えて、申立人は当該事業所の従業員数が 40 人から 50 人、また、当時の事業主は正社員は 25 人ぐらいであったと供述しているところ、当該事業所の厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると申立期間における被保険者数は最大で 16 人であり、当該事業所ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 770

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月 2 日から同年 9 月 1 日まで
私はA社（現在は、B社）に昭和 44 年 6 月から 46 年 3 月まで勤務したが、臨時職員だった 3 か月間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間は厚生年金保険に加入したと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社の事業を統括するC社が保管している申立人に係る人事関係資料により、申立人は申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、C社及びB社に照会したが、申立人に係る人事関係資料のほかに申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、事業所記号簿及びオンライン記録によると、A社は申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所として存在した記録は無く、昭和 56 年 6 月 1 日に新規適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、C社が保管する人事関係資料を調査したところ、昭和 44 年にA社に臨時職員として数か月勤務した後に正職員として採用となった者は、申立人を含む 13 人が確認できるが、臨時職員としての期間が最も長い 1 人はC社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。しかし、ほかの臨時職員については、勤務した期間が申立人より長い複数の者も厚生年金保険の被保険者であった者は確認できないことから、当時、C社においては、A社に勤務するすべての臨時職員を厚生年金保険に加入させる扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間前後にC社において厚生年金保険の被保険者となっていた複数の者や、同時期にA社に勤務していた複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 6 月 26 日から同年 9 月 25 日まで
② 昭和 58 年 9 月 26 日から 59 年 4 月 1 日まで

私は申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①については、申立人に係る雇用保険の被保険者記録から申立期間のうち昭和 58 年 6 月 27 日から同年 9 月 20 日までの期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、当該事業所は平成 22 年 4 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主に照会したが申立期間当時の書類が保管されておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入については不明と回答があった。

また、複数の同僚が「中途採用者は3か月の試用期間があった。その間の勤務状況を見て、その後に厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において資格取得している者は3人のみであり、申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

B社に係る申立期間②については、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入について同社に照会したところ、同社は申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書を保管しており、同通知書によると申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得は昭和 59 年 4 月 2 日として届け出ていることが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録によると申立人は昭和 59 年 4 月 2 日に資格取得しており、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

さらに、複数の同僚に照会したが、申立人の申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。